

令和5年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用（地域枠））の実施について（公告）  
次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用（地域枠））を行う。

令和5年8月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏家信彦

1 試験職種、採用予定人員、受験資格等

(1) 昭和38年4月2日以降に生まれた人で、以下の職務経験等の要件を満たす人（令和5年8月31日現在）

試験職種	採用予定人員	求める経験と受験資格
一般行政	①上越 ②中越 ③下越 ④佐渡	5人程度 企業、NPO、団体等での社会経験を3年以上有する人
総合土木	①上越 ②中越 ③下越 ④佐渡	10人程度 次のいずれかに該当する人 ●土木事業又は土地改良事業に関する設計・積算、工事監理の職務経験を3年以上有する人 ●1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人

※ 受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

※ 当該試験の受験申込を行った場合は、同期間に実施する令和5年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：キャリア採用（ジョブ型採用枠））の受験申込を行うことはできない。

<地域枠の社会経験又は職務経験について>

以下の点に注意すること。

- ① 週20時間以上従事した期間のみ該当する。
- ② 社会経験又は職務経験が複数の場合は通算できる。ただし、通算できる期間は、1年以上継続して従事していたものに限る。なお、同一期間内に複数従事した場合はいずれかひとつの経歷に限る。
- ③ 連続して3か月を超えて職務等に従事していない期間は当該経験から除く。ただし、産前産後休業を取得した期間については、3か月を超えていても当該経験に含む。  
※育児休業を取得した期間は当該経験から除く。
- ④ 県内の地方公共団体（市町村及び一部事務組合・広域連合）における任期の定めのない正規職員としての勤務経験を除く。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- ウ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 第1次試験

(1) 方法

職務に共通して求められる基礎的な能力について、SPI3（能力検査のみ）（択一式）を行うとともに課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論文試験を行う。ただし、論文試験は第2次試験として評価する。また、事前に提出された書類（職務等経歴書及び自己PR書）により、民間企業等における職務経験内容、実績、意欲等について審査する記述試験を行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日：令和5年10月15日（日）

受付時間：午前9時から午前9時30分まで

試験場：新潟県庁（新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 合格者の発表

令和5年11月2日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

3 第2次試験

- (1) 方法  
個別面接試験及び適性検査を行う。
- (2) 試験日及び試験場  
令和5年11月25日（土）、11月26日（日）、11月27日（月）（予定）のうち指定する日に県庁（新潟市中央区新光町4番地1）において行う。
- (3) 合格者の発表  
令和5年12月14日（木）午後1時（予定）に新潟県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に結果を通知する。

#### 4 資格調査

受験資格の有無及び申込内容の真否について調査する。

#### 5 試験の配点・基準

各試験区分の合格決定は、それぞれの試験区分ごとに行い、他の試験区分の成績は反映されない。

また、試験種目にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点	基準
第1次試験	SPI3（能力検査のみ）	100点	受験者全体の成績状況により決定
	記述試験	300点	120点以上 ※SPI3（能力検査のみ）の点数が基準に達しない場合は、採点されない。
第2次試験	面接試験	130点	70点以上
	論文試験	20点	11点以上

#### 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載され、各任命権者が各職種の欠員の状況に応じて採用を決定する。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。
- (2) 職歴証明書等を提出できない場合や、必要な職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には、採用されない。
- (3) 採用は原則として令和6年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。
- (4) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

#### 7 給与

初任給は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容等に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定される。

このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給する。

#### 8 受験手続

原則として電子申請（インターネットによる申込み）により申し込むこと。（インターネットを利用できない者は、9月14日（木）午後5時15分までに新潟県人事委員会事務局総務課任用係へ問い合わせること。）

なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。

また、別途職務等経歴書及び自己PR書の提出も必要である。これらは、所定の様式に必要事項を記入し、電子申請の際に添付すること。

電子申請は、新潟県職員採用案内ホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/saiyou3/>）から行うことができる。

電子申請は、令和5年8月29日（火）から9月22日（金）午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。